

## 第四次県庁エコオフィスの概要について

### 1. 計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法第21条第1項で義務付けられている自らの温室効果ガス排出削減等のための実行計画を策定するもの。

国の具体的な支援を受ける際の本県の取組の基本となるもの。

### 2. 目標年度 2020年度を目標とする

(第三次県庁エコオフィスプラン：2011年度～2015年度)

2017年度まで暫定運用

### 3. 取組目標

項目	基準年度 (2013年度)	削減率 (基準年度比)	最終年度 (2020年度)
二酸化炭素排出量	68,018 トン	22.4%	52,805 トン
コピー用紙使用量	128,115 千枚	11%	114,022 千枚
廃棄物発生量	1,796 トン	26%	1,326 トン
廃棄物資源化率	45.2%	-	60%

#### < 目標設定の考え方 >

二酸化炭素排出量：国の「地球温暖化対策計画」における削減目安を参考に設定

コピー用紙使用量：2015年度実績に加え毎年度1%削減

廃棄物発生量、廃棄物資源化率：第三次計画の目標値

### 4. 取組方針

「長崎県庁環境マネジメントシステム(県庁EMS)」により、各職場が所管する事務事業において、引き続き日常的な取組を継続し、職員や職場の主体的な取組を促す。

エネルギー使用状況等をもとにした代表的県有施設について、国の制度を活用し省エネ改修を推進。

電気の供給を受ける契約について、入札参加資格の判定に二酸化炭素の排出に関する一定の基準を設ける等により、環境に配慮した契約を推進。  
事務所や道路関係の照明器具のLED化、空調機やオフィス機器の省エネ型機種への更新等を推進。

公用車の次世代自動車への更新等を推進。

### 5. 推進方策

全庁的な推進体制は、21長崎県環境づくり推進本部・幹事会を活用。計画に基づき各所管部局が自主的・積極的な取組を推進。